

第七章 相愛扶助

第十四條 本會は會員相互の慶弔の意を表する爲め左の金員を贈與するものとす

一、本人 死亡 拾五圓 (香奠) 〔法規上のものに限る但し一ヶ年以上同棲の妻は之れを以て生後一ヶ月以内の者又は法規上相續者の配偶者以外のものは之れを認めず〕

二、父母妻子死亡 五圓 (同) 〔限る〕一週間以上四週間迄一週間毎に但し診證書提出者に限る

三、私 病 參圓 (見舞) (同上)

四、公 傷 貳圓 (同) (三ヶ月以上一ヶ年末滿ノ者)

五、退 社 貳圓 (餞別) (一ヶ年以上ノ者)

六、入 營 者 五圓 (同) (現役及充員召集ニ限ル)

第十五條 本會員にして功勞あるもの又は一般の儀表たるものと認めたる時は委員の申告により幹事會に於て審査し之を表彰す

第十六條 本會員にして故なく會費二ヶ月分以上滞納したる者又は背徳行爲ありたるものは幹事會の決議に依り除名す

第十七條 本會規則は大會に於て全會員の過半数出席し三分の二以上同意あるにあらざれば之を改訂する事を得ず

第十八條 本會規則は大正十年七月三十一日之を定め大正十年八月一日より實行す

手紙 (2封)  
川崎 (1封)  
山崎 (1封)  
4封

二 沢木

山崎 大 蔵

中山